

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 28 年 10 月

福島県人事委員会



28 人 委 第 349 号  
平成28年10月7日

福島県議会議長 杉 山 純 一 様  
福島県知事 内 堀 雅 雄 様

福島県人事委員会  
委員長 今 野 順 夫

職員の給与等について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに必要な措置をとられるよう要請します。

## 報 告

人事委員会の勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受け、自らの勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことの代償措置として、適正な処遇を確保するために設けられているものである。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）において、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされ、給与以外の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとされている。

本委員会は、これらを踏まえ、職員の勤務条件について必要な調査研究を行い、改善すべき事項の有無及び改善すべき内容の検討を行ってきたが、その結果について、次のとおり報告する。

### I 職員の給与

#### 1 職員の給与の状況

本委員会が行った「平成28年職員給与実態調査」によると、職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員は、本年4月1日現在14,500人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額は358,247円（平均年齢41.9歳）となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第1に示すとおりである。

また、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和31年福島県条例

第56号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員は、本年4月1日現在10,655人で、従事する職務の種類に応じ、それぞれ教育職、事務職及び医療職の各給料表の適用を受けている。これらの職員の平均給与月額は398,458円(平均年齢47.5歳)となっており、これを項目別、適用給料表別に見ると別表第2に示すとおりである。

【別表第1・別表第2(19ページ)参照】

## 2 民間給与の調査

### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の794の民間事業所(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した165事業所を対象に「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況等についても、調査を実施した。

【第20表(参考資料63ページ)参照】

### (2) 調査の実施結果

#### ア 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は25.1%、ベースアップを中止した事業所の割合は15.1%となっている。一方、ベースダウンを実施した事業所はなかった。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員(係員)について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は81.5%となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は28.8%、減額となっている事業所の割合は7.3%となっている。一方、定期に行われる昇給

を中止した事業所の割合は2.8%となっている。

#### イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で46.2%、高校卒で36.5%となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で25.9%、高校卒で29.2%、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で74.1%、高校卒で70.8%、初任給が減額となっている事業所は、大学卒、高校卒ともになかった。

【別表第3・別表第4（20ページ）、第22表（参考資料65ページ）参照】

### 3 職員の給与と民間給与との比較

#### (1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、別表第5に示すとおり、職員の給与が民間給与を193円（0.05%）下回った。

【別表第5（20ページ）参照】

#### (2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間における特別給（ボーナス）の前年8月から本年7月までの1年間の支給実績を精確に調査しており、その結果に基づいて職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間の特別給との比較を行っている。

これによる結果は、別表第6に示すとおりであり、民間の特別給の年間支給割合は、所定内給与月額に相当しており、職員の期末手当・

勤勉手当の年間の平均支給月数（4.15月分）が民間の特別給を0.10月分下回った。

【別表第6（21ページ）参照】

#### 4 最近の賃金・雇用情勢等

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月の福島県の常用労働者の所定内給与は、昨年4月に比べて0.5%増加し、所定外給与は、昨年4月に比べて3.8%減少している。

本年4月の消費者物価指数（総務省、福島市）は、昨年4月に比べて0.3%減少しており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、福島市）は、昨年4月に比べて10.6%減少している。

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における福島市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ161,740円、183,270円及び204,810円となっている。また、同月における福島市の1人世帯の標準生計費は、人事院が算定した全国の1人世帯の標準生計費を基礎に算定すると、107,040円となっている。

「最近の雇用失業情勢」（厚生労働省福島労働局）によると、本年4月の福島県の有効求人倍率は、昨年4月と変わらず1.45倍（季節調整値）、新規求人倍率は、昨年4月に比べて0.12ポイント上昇して2.07倍（同）となっている。

【第30表（参考資料77ページ）、第31表（参考資料80ページ）参照】

#### 5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与及び勤務時間の改定に関する勧告を行った。また、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）の改正について意見の申出を行った。これらの概要は次のとおりである。

# 給与勧告の骨子

## ○ 本年の給与勧告のポイント

### 月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差（0.17%）を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② ボーナスを引上げ（0.1月分）、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

### 給与制度の改正

- ① 給与制度の総合的見直しについて、本府省業務調整手当の手当額を引上げ
- ② 配偶者に係る扶養手当の手当額を他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ
- ③ 専門スタッフ職俸給表に4級を新設

## I 給与勧告制度の基本的考え方

### 1 給与勧告の意義と役割

- 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

### 2 民間準拠による給与水準の改定

- 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的
- 公務と民間企業の給与比較は、単純な平均値での比較は適当でなく、給与決定要素を合わせて比較することが適当。本院の比較は、職種を始め、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較
- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能。さらに、現行の調査対象事業所数であれば、これまでのような実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持

## II 民間給与との較差に基づく給与改定

### 1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約49万人の個人別給与を実地調査（完了率87.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与額を比較

- 民間給与との較差 708円 0.17% [行政職(-)…現行給与 410,984円 平均年齢 43.6歳]  
[俸給 448円 本府省業務調整手当 206円 はね返し分<sup>(注)</sup> 54円]  
(注) 俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.32月（公務の支給月数 4.20月）

### 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

#### (1) 俸給表

##### ① 行政職俸給表(-)

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）採用職員の初任給を1,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%）

##### ② その他の俸給表

行政職俸給表(-)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし）

#### (2) 本府省業務調整手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、手当額を引上げ

（係長級：4%→4.5%相当額、係員級：2%→2.5%相当額）

(3) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

<ボーナス>

民間の支給割合に見合うよう引上げ4.20月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月 期	12 月 期
28年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
勤勉手当	0.80 月 (支給済み)	0.90 月 (現行0.80月)
29年度 期末手当	1.225月	1.375月
以降 勤勉手当	0.85 月	0.85 月

[実施時期]

- ・月例給：平成28年4月1日
- ・ボーナス：法律の公布日

### Ⅲ 給与制度の改正等

#### 1 給与制度の総合的見直し

- ・ 国家公務員給与における諸課題に対応するため、平成26年の勧告時において、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを行うこととし、昨年4月から3年間で、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施
- ・ 平成29年度は、本府省業務調整手当の手当額について、係長級は基準となる俸給月額5.5%相当額に、係員級は同3.5%相当額にそれぞれ引上げ

#### 2 配偶者に係る扶養手当の見直し（平成29年4月1日から段階実施）

民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、以下のとおり見直し

- ・ 配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を引上げ（配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円）
- ・ 本府省課長級（行(一)9・10級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を支給しない。本府省室長級（行(一)8級相当）の職員には、子以外の扶養親族に係る手当を3,500円支給
- ・ 配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引上げ

税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、国家公務員の配偶者に係る扶養手当について、必要な見直しを検討

#### 3 専門スタッフ職俸給表4級の新設（平成29年4月1日実施）

政府において、部局横断的な重要政策等の企画及び立案等を支援する職を、現行の専門スタッフ職よりも上位の職制上の段階に相当する新たな専門スタッフ職として、平成29年度から各府省の官房等に設置予定。この新たな職の専門性、重要度、困難度を踏まえ、専門スタッフ職俸給表4級を新設

- ・ 俸給月額は、同表3級の最高号俸の俸給月額を一定程度上回るものとする一方、管理的業務を行うものではないことを踏まえ、指定職俸給表1号俸の俸給月額を下回る水準に設定
- ・ 昇給は、勤務成績が極めて良好である場合に限定（昇給号俸数は1号俸）。勤勉手当は、他の俸給表と比べ、勤務実績をより反映し得るよう、専門スタッフ職俸給表3級と同一の成績率を設定

#### 4 その他

##### (1) 再任用職員の給与

- ・ 勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」の成績率を「良好」の成績率よりも一定程度高くなるように設定
- ・ 再任用職員の増加や在職期間の長期化等を注視しつつ、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、給与の在り方について必要な検討

##### (2) 介護時間制度の新設に伴う給与の取扱い

介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならない取扱いとなるようにし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

##### (3) 非常勤職員の給与

平成20年に発出した指針の内容に沿った処遇の確保が図られるよう、今後とも各府省を指導



## 公務員人事管理に関する報告の骨子

少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を発揮して活躍できるよう働き方改革が重要な課題。公務においても、年齢別人員構成の偏りが生じる中、本院は、働き方改革をはじめとする諸課題について、関係各方面と連携しつつ、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を引き続き進めていく。

### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

効果的な人材確保活動には、働き方改革とともに公務の魅力の積極的な発信が不可欠。大学等と連携し、女性や私立大学・地方大学の学生など対象に応じたきめ細かな施策を展開。試験制度面でも引き続き必要な点検

#### (2) 人材育成

Off-JTの重要性が増加。マネジメント能力向上、キャリア形成、女性登用拡大に資する研修、中途採用者や国際化対応のための研修を強化。派遣研修の活用促進。官民人事交流推進に向けて環境整備

#### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

適正な人事評価を通じた能力・実績に基づく人事管理が重要。特に、幹部候補育成課程の適切な運用等を通じた昇進管理の強化が必要。働き方に制約がある職員等に対する柔軟な人事管理も必要

### 2 働き方改革と勤務環境の整備

#### (1) 仕事と家庭の両立支援の充実

民間法制の改正内容に即して、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等を措置（育児休業法改正の意見の申出、勤務時間法改正の勧告）

#### (2) 長時間労働の是正

府省のトップが組織全体の業務量削減・合理化に取り組むことが重要。現場の管理職員による超勤予定の事前確認や具体的指示等の取組を徹底することが有効。業務合理化後も長時間超勤をせざるを得ない職員には、人事管理部署と健康管理部署との方針共有や業務平準化等の配慮も必要

#### (3) 心の健康づくりの推進

職員自身のストレスへの気付きを促すため、今年度からストレスチェック制度を実施。働きやすい職場づくり実現に向けて管理職員のみならず職員一人一人が当事者意識を持つよう支援

#### (4) ハラスメント防止対策

性的指向や性自認をからかう言動もセクハラである旨を明確にし、セクハラやパワハラの防止を引き続き推進。上司・同僚によるマタハラ等の防止につき、民間法制内容を踏まえた防止策を措置

#### (5) 非常勤職員の勤務環境の整備

民間法制の改正内容を踏まえ、育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置。給与に関する指針に沿った処遇を確保するよう各府省を指導

### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

60歳を超える職員の勤務形態に対する多様なニーズも踏まえた定年延長に向けた仕組みを具体化していくことが必要。当面は、民間同様にフルタイム中心の再任用勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験の一層の活用を図る必要。各府省は計画的な人事管理や能力・経験を活用し得る配置、職員の意識の切替え等の取組を推進。本院は、関係機関への働きかけや各府省への情報提供等により各府省の取組を支援

# 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告の骨子

## ○ 育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法改正の勧告のポイント

民間労働法制の改正内容に即した見直し（平成29年1月実施）

- ① 介護休暇の分割（3回まで可能）
- ② 介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- ③ 育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

## 1 改正概要

### (1) 介護休暇の分割

- ・ 職員の申出に基づき、各省各庁の長が指定期間（職員が介護休暇を請求できる期間）を指定
- ・ 指定期間は、人事院規則の定めるところにより、一の要介護状態ごとに3回以下、かつ、合計6月以下の範囲内で指定
- ・ 経過措置として、改正の日に介護休暇の初日から起算して6月を経過していない者についても、改正の日後に残余の期間を分割して取得できるよう措置

### (2) 介護時間の新設

- ・ 日常的な介護ニーズに対応するため、各省各庁の長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で、勤務しないこと（介護時間）を承認できる仕組みを新設（公務の運営に支障がある時間については承認しないことが可能）
- ・ 介護時間を承認され勤務しなかった時間は無給とする。昇給・勤勉手当においては直ちに不利にならない取扱いとし、あわせて、介護休暇・育児休業等についても同様の取扱い

### (3) 育児休業等に係る子の範囲の拡大

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の対象となる子の範囲を、①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子（平成29年4月1日以降は、養子縁組里親である職員に委託されている子）、③その他これらに準ずる者として人事院規則で定める子といった法律上の親子関係に準ずる関係にある子にも拡大
- ・ フレックスタイム制の週休日の特例についても、上記の法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する職員を対象とするよう措置

## 2 実施時期

平成29年1月1日（養子縁組里親に係る改正は、平成29年4月1日）

## 3 その他（上記と併せた人事院規則の改正等）

民間労働法制の改正内容に即して、①介護休暇等の対象家族について、祖父母、孫及び兄弟姉妹の同居要件の撤廃、②介護を行う職員の超過勤務の免除、③上司・同僚等によるいわゆるマタハラ等の防止、④非常勤職員の育児休業及び介護休暇の取得要件の緩和等を措置

## 6 本年の給与の改定等

### (1) 本年の給与の改定

#### ア 改定の基本方針

職員の給与決定に関する諸条件は、以上に述べたとおりである。

国家公務員の給与については、本年8月に給与改定に関する人事院勧告が行われたところであり、他の都道府県職員の給与についても、各人事委員会により人事院勧告や民間給与の状況等を考慮した給与勧告が行われ、あるいは行われることが予定されている。

本委員会は、これらの諸事情を総合的に勘案した結果、以下のとおり判断した。

月例給については、職員の給与と民間給与との間に昨年よりも小さいながら較差が認められたことから、地方公務員法の趣旨を踏まえ、他の都道府県の動向を考慮しながら慎重に検討を行った結果、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げを行うことが適当であり、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

特別給については、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の特別給の年間支給割合を下回ったことから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

支給月数の引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとする。

#### イ 改定すべき事項

##### (ア) 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、東日本大震災

(以下「震災」という。)からの復興・再生を加速していくため、必要な人材を確保する必要があること及び人事院勧告の内容を考慮し、初任給を中心に、若年層の給料月額を改定を行い、給料表を平均0.06%引き上げることとする。

また、行政職以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、公務員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

(イ) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて上限額の引上げを行い、本年4月に遡及して実施する。

(ウ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給との均衡を図るため、年間の支給月数を0.1月分引き上げ、4.25月分とする。支給月数の引上げ分は、改定の基本方針を踏まえ勤勉手当に配分し、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分する。

また、再任用職員の勤勉手当については0.05月分、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当については0.1月分引き上げることとする。

(2) 配偶者に係る扶養手当の見直し

配偶者に係る扶養手当については、昨年の人事委員会勧告時の報告において、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら検討を行う必要がある旨言及した。

本年、人事院は、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額

まで減額し、それによって生ずる原資を用いて、子に係る手当額の引上げを行うことを勧告したことや、他の都道府県の動向を考慮した結果、配偶者に係る扶養手当の見直しについて、人事院勧告の内容に準じて実施する必要がある。

【具体的な手当額については、別表第7（21ページ）参照】

### (3) その他の課題

#### ア 通勤手当

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

#### イ 介護休暇及び育児休業等に係る給与の取扱い

人事院は、昇給制度における介護休暇及び育児休業の取扱い並びに勤勉手当における育児に係る部分休業の取扱いについて、直ちに不利にならないよう所要の措置を講ずることとしたところであり、本県においても、人事院報告の内容を考慮して同じ取扱いとする。

#### ウ 再任用職員の給与

人事院は、再任用職員の勤勉手当について、勤務実績を支給額により反映し得るよう、「優秀」適用者の成績率を「良好（標準）」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるよう設定することとしたところであり、本県においても、人事院報告の内容を考慮して同じ取扱いとする。

## Ⅱ 人事管理の課題

### 1 人材の確保・育成等への取組

震災から5年が経過した本県では、平成24年12月に策定した総合計画「ふくしま新生プラン」の下、復興・再生を加速させるための様々な施策に取り組んでおり、いまだ課題は山積しているものの、復興に向けた様々な拠点整備が着実に進むなど、これまでの取組の成果が現れているところである。

「生まれて良かった、住んで良かった、来て良かった」と思える「誇りある福島」を創り上げていくには、「ふるさと福島」の誇りを取り戻すという使命感と情熱を持って行動できる、有為な人材の確保と育成が極めて重要な課題である。

そのため、以下のとおり、本委員会を始め、各任命権者ともに積極的に取り組む必要がある。

#### (1) 人材の確保

本格化している復興・再生事業に重点的に取り組むため、これまで正規職員や任期付職員の採用等により職員の増員がなされてきた。本委員会としても、より弾力的に人材を確保することができるように任用制度を見直してきたところである。

人材確保にあたっては、より多くの者が採用試験を受験するように県職員セミナー・県庁見学会の開催のほか、県内外の大学訪問や合同説明会への参加による情報の発信を行うなど、関係部局と連携しながら広報活動を実施してきたところである。特に復興・再生事業の中心を担う農業土木職及び土木職については、本年度、新たに技術職向け説明会を開催したほか、第1次試験については、福島会場に加えて、新たに東京会場で実施するなど、人材確保の取組を積極的に進めてきたところである。また、女性受験者の更なる確保に向け、男女ともに働きやすい勤務環境やキャリアアップについての積極的

な広報を行うとともに、昨年度から実施している座談会形式の説明会「ジョブトーク of 福島県庁」において、女性限定説明会を実施することとした。

しかしながら、若年人口の減少や、民間企業・国や他の地方公共団体の高い採用意欲等を背景に、受験者数は減少傾向にあり、特に技術職においてその傾向が顕著であるなど、人材確保を取り巻く環境は依然として厳しく、有為な人材を確保するためには、今まで以上に計画的・戦略的に取り組んでいく必要がある。

今後とも、本委員会が中心となり、任命権者との連携を一層強化し、本県職員の魅力がダイレクトに伝わる仕組みを構築して効果的な情報発信を行い、本県職員として働くことへの関心を高めることにより、受験者の確保に努めることとする。さらには、県民全体の奉仕者たる県職員としてふさわしい人材を確保するために、採用試験制度の検証・見直しを行っていくこととする。

## (2) 人材の育成

本県においては、目指すべき県職員像として「自律型職員（自ら考え行動する職員）の育成」を掲げ、養成すべき能力を具体化し、体系的な人材育成に取り組んでいるところである。

震災からの復興・再生を加速していくためには、職員一人一人の能力を高めていくことが極めて重要である。今後、人材育成を一層充実させるためには、組織及び受講者のニーズを的確に把握し、より効果的かつ効率的な研修体系としていくとともに、日々の業務を通じた職員育成（OJT）の重要性についての意識や管理職員などの指導能力の向上を図る必要がある。

併せて、職場外での研修（Off-JT）を受講する職員への組織でのフォローや、育児・介護等を行っている職員などが受講しやすい多様な研修機会の確保など研修受講環境の向上に引き続き努めるほか、新採用職員サポート制度

など職層に応じた OJT を通じて、先輩職員の有する経験・知識・技術等を後輩職員が共有・継承し活用していくことが求められる。

また、職員が男女を問わず、あらゆる場面において、持てる力を十分に発揮できるように、幅広い職場経験・研修機会を付与することにより、職員全員の能力向上を図る機会が確保されるよう配慮する必要がある。なお、女性職員に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、ロールモデル（模範となる職員）との交流等、キャリアアップの意欲が向上する機会を付与し、女性職員の登用拡大を図っていく必要がある。

さらに、後述する人事評価制度についても、人材育成のツールとして、職員の能力向上に積極的に活用していく必要がある。

## 2 公務員倫理の徹底

### (1) 服務規律の確保

職員は、職務の内外において高い倫理観を保持し、県民全体の奉仕者として強い使命感を持って公務に当たることが求められている。特に震災からの本県の復興は、職員の努力のみならず、県民の信頼と協力なくして成し遂げることはできないものである。

これまで不祥事防止策を講じているにもかかわらず、職員が逮捕される事案が頻発したことは、県民の信頼を著しく失墜させる極めて深刻な事態であり、本委員会としても、危機的な状況と認識している。

県民一丸となって復興に取り組んでいる中であって、県民の期待と信頼を回復するためには、職員が、このような事態を自らの問題として重く受け止め、県民全体の奉仕者としての意識を改めて確認し、服務規律を遵守していかなければならない。

そのため、任命権者において、あらゆる機会を捉え、面接や研修などによ



る職員一人一人の意識の徹底に組織全体で取り組むとともに、不祥事を起こさない職場風土を形成していく必要がある。

## (2) ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやいわゆるパワー・ハラスメントは、職員の人格を侵害し、心身に支障を及ぼすのみならず、勤務環境を悪化させ、職員の士気の低下等の要因となるものである。

任命権者においては、男女共同参画ガイドライン等を活用し、所属全体の意識改革に取り組むなど、良好な勤務環境の整備を確実に進めていく必要がある。

## 3 人事評価制度の活用

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が本年4月1日に施行され、人事評価制度の導入が義務付けられたところであり、本県においても、10月から導入された。複雑・多様化する行政課題を解決し、復興を進めていくため、人事評価制度により能力・実績に基づく人事管理、組織全体の士気高揚及び公務能率の向上を図ることが求められている。

任命権者は、人事評価制度を、公正性・公平性・納得性・客観性・透明性が確保された制度として運用することが重要である。併せて、人事評価を地方公務員法の規定に基づき、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として速やかに活用していく必要がある。

## 4 雇用と年金の接続

年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴う国家公務員の雇用と年金の接続については、平成25年3月の閣議決定において、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用するものとし、支給開始年齢の引上げの時期ごとに改め

て検討を行うこととされている。

また、人事院は、再任用職員の給与について、民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行うこととしている。

本県においては、平成25年3月の閣議決定の趣旨を踏まえて、定年退職する職員が希望する場合には年金支給開始年度までの期間についてフルタイムでの再任用を行うほか、必要に応じて短時間勤務での再任用も行っているところである。

今後、平成37年度までに年金支給開始年齢が段階的に引き上げられることから、再任用職員の能力及び経験を積極的に活用できる環境の整備を引き続き進めながら、柔軟な制度運営により職員の雇用と年金を確実に接続するとともに、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、雇用と年金の接続及び再任用職員の給与の在り方について検討していく必要がある。

## 5 勤務環境の整備

職員は、震災以降、これまでに経験したことがない課題に果敢に取り組んでいる。そのような状況の中、公務がより効率的に運営されるためには、職員一人一人が心身共に健康であることが極めて重要であり、風通しが良く働きやすい勤務環境の整備について、より一層の取組が必要である。

### (1) 超過勤務の縮減

本委員会の調査によれば、職員1人当たりの超過勤務時間は、震災以降、高い水準で推移しており、平成27年度は、超過勤務時間に関する調査を開始した平成3年度以降、平成23年度に次ぐ2番目に多い状況となっている。

恒常的な長時間の勤務は、職員の心身への影響も大きいことから、引き続き必要な人員を確保するとともに、業務処理体制の見直しや管理職員の更なる意識の向上を図るなど、超過勤務の縮減に向けた実効性のある取組を強化

していく必要がある。

## (2) 職員の健康保持

本委員会の調査によれば、平成27年度における心の疾病を原因とした長期休暇等を取得する職員は、震災後増加した平成23年度と同程度であり、依然として高い水準で推移している。

心の健康の問題については、メンタルヘルス不調の未然防止が望ましいことから、任命権者は、労働安全衛生法の改正に伴うストレスチェック制度を確実に実施し、管理監督者は、ストレスチェックの集計・分析結果を活用して、職場環境改善の取組等を積極的に進めていく必要がある。

## (3) 両立支援の推進

職員が心身共に健康で職務に従事するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが重要であり、引き続き管理監督者は家庭生活における育児や介護に関する両立支援制度の一層の周知と活用しやすい環境作りを積極的に行うとともに、男性職員を含めその利用促進を図る必要がある。

なお、人事院は、仕事と育児や介護との両立を支援していく必要と家族形態の変化や様々な介護の状況に柔軟に対応できるよう民間労働法制の見直しが行われていることから、法律上の親子関係に準ずる関係にある子を養育する場合も育児休業等の対象に含めるよう法律の改正について意見の申出を行い、介護休暇の分割取得を可能にすること、介護時間を新設することなどの法律の改正について勧告した。

本県においても、法律の改正状況等を踏まえながら、それらの導入に向け検討を進める必要がある。

また、本委員会が県内民間企業におけるフレックスタイム制の導入状況について独自の調査を実施したところ、調査対象企業のうち同制度を導入して

いる企業の割合は11.6%であった。本委員会は、その導入について、国における実施状況及び他の都道府県の動向を十分に踏まえ、本県の実情も勘案しながら、引き続き検討していく必要があると考える。

【第32表（参考資料83ページ）参照】

### Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとり職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

職員は、業務が増大する中であっても、復興、そして地方創生という新たなステージに向け、直面する様々な課題に果敢に取り組んでいる。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

## 別表第1

## 県職員給料表別平均給与月額の様況

(職員の給与に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	平成28年4月1日現在					平成27年4月1日現在					比較 $\frac{(a)}{(b)} \times 100$
	人員 (平均年齢)	給料	扶養手当	地域手当	給与月額 (a)	人員 (平均年齢)	給料	扶養手当	地域手当	給与月額 (b)	
行政職	5,470 (41.7歳)	331,761	9,655	439	341,855	5,483 (41.9歳)	335,164	10,085	405	345,654	98.9
公安職	3,496 (37.7歳)	321,379	11,648	955	333,982	3,495 (37.9歳)	322,106	11,802	1,061	334,969	99.7
教育職	4,812 (44.8歳)	383,948	9,555	8	393,511	4,834 (44.6歳)	384,623	9,853	5	394,481	99.8
研究職	310 (42.6歳)	349,069	10,673	0	359,742	298 (44.4歳)	365,596	11,815	0	377,411	95.3
医療職(一)	29 (44.6歳)	461,338	11,655	82,536	555,529	32 (42.4歳)	444,260	10,469	74,035	528,764	105.1
医療職(二)	215 (44.0歳)	341,683	6,709	0	348,392	219 (43.8歳)	343,470	7,263	0	350,733	99.3
医療職(三)	168 (45.4歳)	359,556	3,080	0	362,636	161 (45.9歳)	366,629	3,236	0	369,865	98.0
合計	14,500 (41.9歳)	347,675	10,008	564	358,247	14,522 (42.0歳)	349,824	10,339	573	360,736	99.3

(注) 給料には、平成18年度の給与構造改革(平成27年4月1日現在ののみ)及び平成27年度の給与制度の総合的見直しによる給料表切替に伴う差額を含む。

## 別表第2

## 市町村立学校職員給料表別平均給与月額の様況

(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員)

項目 給料表	平成28年4月1日現在					平成27年4月1日現在					比較 $\frac{(a)}{(b)} \times 100$
	人員 (平均年齢)	給料	扶養手当	地域手当	給与月額 (a)	人員 (平均年齢)	給料	扶養手当	地域手当	給与月額 (b)	
高等学校 教育職	54 (49.8歳)	415,985	7,417	0	423,402	59 (48.7歳)	413,293	5,203	0	418,496	101.2
小学校・ 中学校教育職	9,920 (47.7歳)	393,156	8,186	23	401,365	10,026 (47.6歳)	396,212	8,431	15	404,658	99.2
事務職	584 (46.0歳)	355,162	5,763	0	360,925	587 (46.2歳)	360,251	5,883	0	366,134	98.6
医療職	97 (39.4歳)	309,315	3,918	0	313,233	107 (40.4歳)	321,862	4,472	0	326,334	96.0
合計	10,655 (47.5歳)	390,426	8,011	21	398,458	10,779 (47.4歳)	393,609	8,235	14	401,858	99.2

(注) 給料には、平成18年度の給与構造改革(平成27年4月1日現在ののみ)及び平成27年度の給与制度の総合的見直しによる給料表切替に伴う差額を含む。

高等学校教育職給料表は市立特別支援学校の教育職員が、医療職給料表は学校栄養職員が適用を受けている。

別表第3

## 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係	員	25.1	15.1	0.0	59.8
課	長 級	19.6	15.0	0.0	65.4

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第4

## 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり	定期昇給実施			定期昇給中止	定期昇給制度なし	
			増額	減額	変化なし			
係	員	84.3	81.5	28.8	7.3	45.4	2.8	15.7
課	長 級	73.8	71.2	22.4	5.9	42.9	2.6	26.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第5

## 職員の給与と民間給与との較差

職種	職員給与月額(a)	民間給与月額(b)	較差 (b) - (a) $\left[ \frac{(b)-(a)}{(a)} \times 100 \right]$
行政職関係	379,026円	379,219円	193円 (0.05%)

(注) 1 行政職の職員の給与と民間における行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種のものとの給与をラスパイレ方式によって比較したものである。

2 職員、民間ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

3 職員給与は、給料月額に給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、給料の特別調整額、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当、特勤手当等、寒冷地手当を加えた額である。

民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いた額である。

## 別表第6

## 民間における特別給の支給状況

項目		区分	事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期(A1)		354,336円
	上半期(A2)		356,653円
特別給の支給額	下半期(B1)		746,085円
	上半期(B2)		764,797円
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)		2.11月分
	上半期(B2/A2)		2.14月分
年間の支給割合			4.25月分

(注) 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.15月分である。

## 別表第7

## 各年度における扶養手当の手当額

(単位：円)

扶養親族		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表7級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表8級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9级以上		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表7級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表8級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9级以上		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」及び「行政職給料表9級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

## 勸告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

### 第1 平成28年4月の民間給与との比較による給与改定

#### 1 給料表の改定

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

#### 2 諸手当の改定

##### (1) 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する支給月額を413,800円とすること。

##### (2) 期末手当・勤勉手当

###### ア 平成28年12月期の支給割合

###### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあっては、0.425月分）とすること。

###### (イ) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

###### (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.65月分とすること。



## イ 平成29年 6 月期以降の支給割合

### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.4月分）とすること。

### (イ) 特定幹部職員

6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.5月分）とすること。

### (ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.6月分とすること。

## 第 2 平成29年 4 月以降の給与改定

### 1 扶養手当

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第8条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- (2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とす

る取扱いを廃止すること。

- (4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととする。

### 第3 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のアについては、平成28年12月1日から、第1の2の(2)のイ及び第2の1については、平成29年4月1日から実施すること。

#### 2 扶養手当の月額等の特例措置

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の1の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、第2の1の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第2の1の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、第2の1の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」と

すること。

- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の1の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((2)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「6,500円」とし、第2の1の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、第2の1の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、第2の1の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

別記

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,800	196,500	233,200	267,000	294,200	325,800	371,300	418,300	470,000	535,000
	2	145,900	198,300	234,900	269,100	296,500	328,100	374,000	420,800	473,100	538,100
	3	147,100	200,200	236,500	271,100	298,800	330,400	376,600	423,300	476,200	541,300
	4	148,200	202,000	238,200	273,200	301,100	332,700	379,300	425,900	479,300	544,400
	5	149,400	203,600	239,700	275,200	303,300	335,000	381,400	427,800	482,300	547,700
	6	150,600	205,400	241,300	277,300	305,600	337,100	384,000	430,100	485,400	550,000
	7	151,700	207,200	243,000	279,300	307,800	339,400	386,500	432,400	488,600	552,500
	8	152,800	208,900	244,600	281,400	310,000	341,700	389,100	434,600	491,700	555,100
	9	153,900	210,600	246,200	283,600	312,300	343,900	391,700	436,600	494,700	557,600
	10	155,300	212,500	247,700	285,600	314,600	346,100	394,400	438,700	497,800	559,400
	11	156,600	214,300	249,300	287,700	316,900	348,200	397,100	440,800	500,900	561,200
	12	158,000	216,100	250,800	289,900	319,200	350,400	399,800	442,900	504,000	562,900
	13	159,400	217,600	252,400	292,000	321,500	352,500	402,400	444,900	506,800	564,800
	14	160,900	219,500	253,800	294,100	323,600	354,500	404,700	446,800	509,100	566,200
	15	162,400	221,300	255,200	296,200	325,800	356,600	407,000	448,800	511,500	567,600
	16	164,000	223,000	256,700	298,200	328,000	358,800	409,400	450,800	513,900	568,900
	17	165,400	224,800	258,100	300,300	330,300	360,700	411,300	452,800	516,100	570,000
	18	167,000	226,500	260,000	302,400	332,400	362,700	413,300	454,600	517,600	571,000
	19	168,500	228,200	261,700	304,600	334,500	364,700	415,200	456,400	519,100	572,000
	20	170,000	229,800	263,600	306,700	336,600	366,700	417,100	458,200	520,500	572,900
	21	171,500	231,300	265,200	308,800	338,700	368,700	419,000	460,000	521,900	573,900
	22	174,200	233,100	267,100	310,900	340,800	370,700	420,800	461,500	523,300	
	23	176,800	234,700	268,900	313,000	342,900	372,600	422,700	463,000	524,800	
	24	179,500	236,300	270,800	315,100	345,000	374,600	424,600	464,500	526,200	
	25	182,400	237,800	272,700	317,100	346,600	376,600	426,500	466,000	527,500	
	26	184,100	239,400	274,500	319,200	348,600	378,600	428,000	467,300	528,600	
	27	185,900	240,800	276,400	321,300	350,600	380,600	429,600	468,600	529,700	
	28	187,600	242,200	278,400	323,400	352,600	382,700	431,200	469,700	530,900	
	29	189,100	243,500	280,200	325,400	354,400	384,400	432,900	470,800	532,000	
	30	191,000	244,600	282,100	327,500	356,300	386,200	434,200	471,700	532,900	
	31	192,800	245,800	284,000	329,600	358,200	388,000	435,500	472,500	533,800	
	32	194,500	247,000	285,900	331,700	360,000	389,800	436,800	473,200	534,600	
	33	196,200	248,300	287,600	333,300	362,000	391,400	438,000	473,900	535,500	
	34	197,800	249,700	289,500	335,300	363,800	392,800	439,300	474,700	536,400	
	35	199,300	251,000	291,400	337,400	365,600	394,300	440,700	475,400	537,100	
	36	200,800	252,300	293,200	339,500	367,500	395,900	442,000	476,100	537,800	
	37	202,100	253,300	295,000	341,500	369,000	397,500	443,200	476,600	538,400	
	38	203,500	254,800	296,800	343,500	370,300	398,700	444,000	477,200	539,000	
	39	204,800	256,200	298,600	345,500	371,700	400,000	444,800	477,800	539,600	
40	206,000	257,800	300,500	347,500	373,100	401,200	445,600	478,500	540,200		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	41	207,500	259,200	302,400	349,500	374,400	402,400	446,200	479,100	540,900	円	
	42	208,800	260,600	304,100	351,400	375,400	403,600	446,900	479,500			
	43	210,200	262,000	305,800	353,300	376,500	404,700	447,600	479,800			
	44	211,500	263,400	307,500	355,100	377,600	405,800	448,400	480,300			
	45	212,700	264,600	309,200	356,800	378,600	406,600	449,200	480,800			
	46	214,000	266,000	310,900	358,300	379,400	407,300	450,000				
	47	215,400	267,400	312,600	359,800	380,300	408,000	450,500				
	48	216,700	268,700	314,300	361,300	381,200	408,600	451,200				
	49	217,900	269,900	315,500	362,800	382,200	409,200	451,700				
	50	219,000	271,200	317,000	363,700	383,000	409,800	452,100				
	51	220,000	272,400	318,600	364,800	383,700	410,400	452,500				
	52	221,200	273,700	320,300	365,800	384,600	411,000	452,900				
	53	222,300	274,900	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400				
	54	223,400	276,100	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800				
	55	224,300	277,400	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100				
	56	225,200	278,700	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400				
	57	226,000	279,900	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700				
	58	226,900	281,000	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100				
	59	227,800	282,100	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400				
	60	228,700	283,200	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600				
	61	229,400	284,300	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900				
	62	230,300	285,300	333,600	373,900	391,000	414,100					
	63	231,300	286,300	334,400	374,600	391,600	414,400					
	64	232,200	287,300	335,200	375,300	392,200	414,700					
	65	233,000	288,200	336,100	375,800	392,600	415,000					
	66	234,000	289,100	336,500	376,500	393,300	415,300					
	67	234,900	290,000	337,300	377,200	393,900	415,500					
	68	235,900	290,900	338,100	377,800	394,500	415,800					
	69	236,600	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100					
	70	237,400	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400					
	71	238,100	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700					
72	238,900	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900						
73	239,700	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100						
74	240,400	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400						
75	241,100	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700						
76	241,800	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900						
77	242,400	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100						
78	243,200	296,900	344,000	383,500	398,700	418,600						
79	244,000	297,300	344,500	384,100	399,000	419,100						
80	244,700	297,600	345,000	384,600	399,200	419,600						
81	245,400	297,800	345,400	385,100	399,400	420,000						
82	246,200	298,100	345,900	385,700	399,800	420,300						
83	246,900	298,400	346,400	386,100	400,100	420,900						
84	247,600	298,700	346,900	386,500	400,300	421,600						

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	85	248,300	299,000	347,300	386,900	400,500	422,100				
	86	249,000	299,300	347,700	387,400	401,100	422,400				
	87	249,700	299,600	348,200	387,800	401,800	423,000				
	88	250,400	300,000	348,600	388,100	402,500	423,700				
	89	251,200	300,300	348,900	388,600	402,900	424,100				
	90	251,700	300,600	349,400	389,200	403,400					
	91	252,200	301,000	349,900	389,700	403,800					
	92	252,700	301,300	350,300	390,100	404,400					
	93	253,000	301,500	350,500	390,300	404,900					
	94		301,800	350,900	390,600						
	95		302,200	351,400	391,000						
	96		302,600	351,800	391,400						
	97		302,800	351,900	391,700						
	98		303,100	352,400	392,200						
	99		303,400	352,700	392,600						
	100		303,800	353,100	393,000						
	101		304,000	353,500	393,300						
	102		304,400	353,900							
	103		304,800	354,300							
	104		305,100	354,600							
	105		305,300	355,100							
	106		305,600	355,500							
	107		306,000	355,900							
	108		306,300	356,300							
109		306,500	356,700								
110		306,900	357,000								
111		307,300	357,400								
112		307,600	357,700								
113		307,700	358,200								
114		308,100									
115		308,300									
116		308,700									
117		308,900									
118		309,100									
119		309,400									
120		309,600									
121		309,900									
122		310,200									
123		310,500									
124		310,800									
125		311,100									
再任 用職 員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400	399,600	452,100	534,700

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	168,400	184,300	211,700	252,400	297,500	325,000	354,700	390,600	433,400	470,100
	2	170,100	186,100	213,700	254,100	299,700	327,300	357,000	392,900	435,300	473,200
	3	171,700	187,900	215,800	255,800	301,900	329,600	359,300	395,100	437,300	476,300
	4	173,400	189,700	217,800	257,500	304,200	332,000	361,600	397,200	439,200	479,400
	5	175,100	191,700	219,700	259,400	306,300	334,300	363,700	399,100	440,600	482,500
	6	177,000	194,000	221,700	261,200	308,500	336,500	365,900	401,100	442,300	485,600
	7	178,800	196,300	223,700	263,000	310,700	338,800	368,000	403,100	444,000	488,800
	8	180,700	198,600	225,600	264,800	313,000	341,100	370,200	405,000	445,600	491,900
	9	182,500	200,800	227,800	266,400	315,100	343,200	372,300	406,800	447,300	494,900
	10	184,200	203,400	229,600	268,100	317,400	345,500	374,500	408,900	449,000	498,000
	11	186,100	205,900	231,300	269,400	319,700	347,900	376,700	410,900	450,700	501,000
	12	187,800	208,400	233,100	270,900	322,000	350,200	378,900	413,000	452,400	504,000
	13	189,800	210,900	235,000	272,600	324,100	352,300	381,100	415,000	453,700	506,900
	14	191,900	212,700	236,900	274,000	326,400	354,400	383,200	417,100	455,300	509,200
	15	194,100	214,400	238,800	275,200	328,700	356,600	385,500	419,200	457,000	511,500
	16	196,200	216,200	240,700	276,500	331,000	358,900	387,700	421,200	458,800	513,900
	17	198,600	218,000	242,300	277,800	333,000	361,200	389,600	423,100	460,400	516,100
	18	201,100	219,900	244,100	279,300	335,300	363,300	391,700	424,800	462,200	517,600
	19	203,500	221,700	245,900	280,800	337,500	365,300	393,800	426,500	464,000	519,100
	20	205,900	223,600	247,700	282,300	339,800	367,500	395,900	428,200	465,800	520,400
	21	208,700	225,400	249,500	283,500	341,900	369,600	397,800	430,000	467,300	521,600
	22	210,500	227,200	251,000	285,000	344,000	371,600	399,700	431,600	469,000	523,100
	23	212,300	228,900	252,500	286,500	346,100	373,700	401,800	433,100	470,700	524,600
	24	214,100	230,700	253,900	288,100	348,300	375,900	403,900	434,700	472,400	526,100
	25	216,200	232,400	255,400	289,000	350,300	377,800	405,900	436,000	474,200	527,200
	26	218,000	234,100	256,900	291,100	352,400	379,900	407,800	437,400	475,700	528,300
	27	219,800	235,800	258,200	293,100	354,500	382,000	409,800	439,000	477,100	529,500
	28	221,500	237,500	259,300	295,400	356,700	384,100	411,800	440,500	478,500	530,700
	29	223,600	239,000	260,700	297,800	358,700	386,100	413,800	441,900	479,700	531,800
	30	225,400	240,800	261,800	299,700	360,800	388,200	415,500	443,600	480,500	532,700
	31	227,100	242,600	263,100	301,500	362,900	390,300	417,200	445,300	481,200	533,600
	32	228,900	244,400	264,300	303,400	365,000	392,400	419,000	447,000	481,900	534,500
	33	230,800	246,000	265,400	305,200	366,900	394,400	420,800	448,600	482,300	535,400
	34	232,500	247,500	266,600	307,000	369,000	396,500	422,300	450,300	483,000	536,100
	35	234,200	249,100	267,800	308,900	371,000	398,600	423,900	452,000	483,700	537,000
	36	235,900	250,600	269,100	310,900	373,100	400,700	425,500	453,600	484,400	537,500
	37	237,500	252,200	270,000	312,700	375,100	402,400	426,800	455,100	484,600	538,300
	38	239,300	253,700	271,200	314,600	377,200	404,000	428,300	455,700	485,300	538,900
	39	241,100	255,000	272,300	316,500	379,300	405,500	429,800	456,400	485,800	539,700
	40	242,900	256,400	273,300	318,400	381,300	407,000	431,400	457,100	486,300	540,400
	41	244,400	258,000	274,400	320,300	383,500	408,200	432,900	457,600	486,800	540,900
	42	245,800	259,200	275,900	322,100	385,600	409,500	434,200	458,300	487,200	
	43	247,100	260,500	277,400	324,000	387,700	410,500	435,500	459,000	487,600	
	44	248,400	262,000	278,600	325,900	389,800	411,500	436,800	459,600	488,000	
	45	249,700	263,100	279,900	327,800	391,500	412,400	437,600	460,300	488,400	
	46	250,800	264,400	281,500	329,700	393,300	413,600	438,400	460,800		
	47	251,800	265,700	283,100	331,600	394,900	414,800	439,200	461,200		
48	252,800	267,100	284,800	333,500	396,700	416,100	440,000	461,700			

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	49	253,700	268,000	286,300	335,100	398,300	417,300	440,700	462,200		
	50	254,800	269,400	288,000	336,700	399,000	418,100	441,200	462,700		
	51	255,900	270,500	289,700	338,300	400,000	418,900	441,600	463,000		
	52	257,100	271,600	291,500	340,000	401,200	419,700	441,900	463,500		
	53	258,000	272,600	292,900	341,700	402,500	420,100	442,100	464,000		
	54	259,300	274,000	294,700	343,500	403,600	420,800	442,600	464,100		
	55	260,500	275,300	296,500	345,300	404,800	421,500	442,900	464,400		
	56	261,800	276,700	298,300	347,100	406,100	422,200	443,200	464,600		
	57	262,900	277,900	299,900	348,500	407,400	422,800	443,400	465,000		
	58	263,900	279,000	301,700	350,200	408,100	423,300	443,700	465,200		
	59	265,000	280,600	303,500	351,900	408,900	423,900	444,000	465,400		
	60	266,000	281,900	305,300	353,600	409,700	424,500	444,300	465,600		
	61	267,000	283,300	306,800	355,100	410,300	424,900	444,500	466,000		
	62	268,000	284,900	308,600	356,800	411,000	425,500	444,800	466,200		
	63	269,000	286,400	310,400	358,500	411,700	426,100	445,100	466,400		
	64	270,000	288,000	312,200	360,300	412,400	426,600	445,400	466,600		
	65	271,100	289,500	313,800	362,000	412,700	427,100	445,800	467,100		
	66	272,400	291,000	315,500	363,600	413,400	427,600	446,100	467,300		
	67	273,700	292,400	317,200	365,200	414,100	428,100	446,400	467,500		
	68	275,100	294,000	318,900	366,800	414,700	428,600	446,700	467,700		
	69	276,300	295,500	320,400	368,100	415,000	428,900	446,900	468,100		
	70	277,600	297,100	321,800	369,600	415,600	429,200	447,200			
	71	279,000	298,700	323,300	370,900	416,200	429,500	447,500			
	72	280,400	300,300	324,800	372,400	416,700	429,800	447,800			
	73	281,700	301,600	326,000	373,500	417,200	430,100	448,000			
	74	283,200	303,100	327,600	374,800	417,600	430,400	448,300			
	75	284,600	304,600	329,300	376,200	418,100	430,700	448,600			
	76	286,000	306,100	331,000	377,500	418,700	431,000	448,900			
	77	287,100	307,300	332,800	379,000	419,000	431,200	449,100			
	78	288,300	308,800	334,500	380,200	419,600	431,600	449,500			
	79	289,500	310,300	336,100	381,400	420,200	431,900	449,800			
	80	290,800	311,800	337,800	382,600	420,700	432,200	450,100			
	81	291,800	313,200	339,500	383,700	420,900	432,400	450,300			
	82	293,100	314,600	341,200	384,900	421,400	432,700	450,600			
	83	294,400	316,000	342,900	386,100	421,900	433,000	450,900			
	84	295,800	317,400	344,600	387,400	422,400	433,200	451,200			
	85	297,100	318,700	346,100	388,400	422,700	433,400	451,900			
	86	298,300	320,200	347,700	389,000	423,200	433,700				
	87	299,500	321,700	349,200	389,600	423,500	434,000				
	88	300,700	323,200	350,700	390,200	423,800	434,200				
	89	301,800	324,600	351,900	390,800	424,100	434,400				
	90	303,000	326,100	353,300	391,400	424,600	434,700				
	91	304,200	327,600	354,600	392,000	425,000	435,000				
	92	305,400	329,100	356,000	392,600	425,400	435,300				
	93	306,300	330,400	357,400	393,000	425,700	435,500				
	94	307,500	331,800	358,900	393,600	426,100	435,800				
	95	308,800	333,200	360,400	394,100	426,500	436,100				
	96	310,100	334,600	361,900	394,600	426,900	436,300				
	97	311,200	335,700	363,400	394,900	427,200	436,500				
	98	312,400	337,100	364,600	395,500	427,600	436,800				
	99	313,600	338,400	365,800	396,100	428,000	437,100				
	100	314,800	339,800	367,000	396,700	428,400	437,300				



職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	101	315,900	341,100	368,000	396,900	428,800	437,500				
	102	317,000	342,200	369,200	397,400	429,200					
	103	318,100	343,400	370,400	397,900	429,600					
	104	319,200	344,600	371,600	398,400	429,900					
	105	320,200	345,700	372,800	398,700	430,300					
	106	320,900	346,800	373,400	399,200						
	107	321,500	347,900	374,000	399,700						
	108	322,100	349,000	374,600	400,000						
	109	322,500	350,000	375,200	400,300						
	110	323,100	351,000	375,700	400,800						
	111	323,700	352,000	376,200	401,300						
	112	324,300	353,000	376,700	401,800						
	113	325,100	353,800	377,000	402,100						
	114	325,800	354,800	377,400	402,600						
	115	326,500	355,800	378,000	403,100						
	116	327,300	356,800	378,600	403,600						
	117	327,800	357,900	378,900	403,900						
	118	328,600	358,400	379,400	404,400						
	119	329,400	359,000	380,000	404,900						
	120	330,200	359,600	380,500	405,400						
121	330,700	360,100	380,600	405,900							
122	331,200	360,600	381,200	406,300							
123	331,700	361,100	381,700	406,800							
124	332,200	361,600	382,200	407,300							
125	332,400	361,900	382,700	407,800							
126		362,400	383,200	408,200							
127		362,900	383,700	408,700							
128		363,400	384,200	409,200							
129		363,800	384,500	409,700							
130			385,000								
131			385,500								
132			386,000								
133			386,200								
134			386,700								
135			387,200								
136			387,700								
137			388,000								
138			388,500								
139			389,000								
140			389,500								
141			389,800								
再任用職員		246,900	258,800	263,100	295,800	312,400	326,700	351,100	387,300	419,700	463,200

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	158,300	204,000	336,600	428,000
	2	159,800	205,700	338,900	429,800
	3	161,300	207,500	341,200	431,600
	4	162,800	209,200	343,600	433,400
	5	164,600	211,100	345,800	435,000
	6	166,500	212,800	348,100	436,600
	7	168,400	214,500	350,400	438,500
	8	170,200	216,200	352,700	440,400
	9	172,100	218,000	354,800	442,000
	10	174,200	219,900	357,000	443,900
	11	176,400	221,800	359,200	445,800
	12	178,400	223,700	361,500	447,700
	13	180,600	225,400	363,600	449,400
	14	182,800	227,400	365,600	451,300
	15	185,100	229,400	367,700	453,200
	16	187,300	231,400	369,800	455,100
	17	189,800	233,300	371,700	456,700
	18	192,400	236,000	373,700	458,600
	19	195,000	238,700	375,700	460,400
	20	197,500	241,500	377,800	462,300
再任 用職 員以 外の 職員	21	200,100	244,200	379,700	464,000
	22	201,800	247,100	381,600	465,800
	23	203,500	250,100	383,500	467,600
	24	205,200	253,000	385,400	469,400
	25	207,000	255,700	387,400	471,000
	26	208,700	258,400	389,300	472,700
	27	210,400	261,000	391,200	474,300
	28	212,100	263,400	393,100	476,000
	29	213,800	266,000	394,900	477,500
	30	215,500	268,500	396,900	478,900
	31	217,200	270,700	398,900	480,200
	32	219,000	273,000	400,900	481,600
	33	220,500	275,300	402,800	482,700
	34	222,300	277,500	404,400	483,400
	35	224,100	279,800	406,100	484,100
	36	225,900	282,000	407,800	484,900
	37	227,700	284,200	409,100	485,500
	38	229,500	286,300	410,600	486,200
	39	231,300	288,500	412,100	486,900
	40	233,100	290,500	413,700	487,600
	41	235,000	292,500	415,300	488,300
	42	236,700	295,000	416,700	489,000
	43	238,400	297,400	418,100	489,700
	44	240,000	299,900	419,700	490,400

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	241,700	302,100	421,300	491,000
	46	243,100	304,600	422,600	491,800
	47	244,500	307,200	424,200	492,500
	48	245,800	309,900	425,900	493,200
	49	247,300	312,400	427,500	493,800
	50	248,700	314,900	428,900	494,500
	51	250,000	317,300	430,500	495,300
	52	251,600	319,800	432,200	496,000
	53	252,900	322,300	433,900	496,600
	54	254,300	324,500	435,300	497,300
	55	255,700	326,600	436,900	498,000
	56	256,800	328,900	438,600	498,800
	57	258,200	331,100	439,900	499,400
	58	259,500	333,200	441,400	500,100
	59	260,600	335,400	442,900	500,800
	60	262,000	337,600	444,200	501,500
	61	263,300	339,700	445,400	502,200
	62	264,500	341,900	446,700	
	63	265,900	344,100	448,100	
	64	267,200	346,300	449,300	
再任用職員以外の職員	65	268,600	348,400	450,500	
	66	270,200	350,600	451,700	
	67	271,700	352,800	452,900	
	68	273,400	355,000	454,200	
	69	275,000	356,900	455,300	
	70	276,500	359,000	456,500	
	71	277,900	361,100	457,800	
	72	279,400	363,100	459,000	
	73	280,500	365,300	460,100	
	74	281,900	367,300	460,800	
	75	283,300	369,300	461,300	
	76	284,700	371,300	461,800	
	77	286,000	373,100	462,300	
	78	287,200	374,800	462,900	
	79	288,400	376,500	463,400	
	80	289,700	378,200	463,900	
	81	290,900	379,800	464,500	
	82	292,100	381,300	465,100	
	83	293,400	382,800	465,600	
	84	294,700	384,400	466,100	
	85	295,800	385,400	466,600	
	86	297,000	386,900	467,200	
	87	298,200	388,300	467,800	
	88	299,400	389,700	468,300	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	89	300,500	391,000	468,800	
	90	301,700	392,300	469,400	
	91	302,900	393,600	470,100	
	92	304,100	394,900	471,100	
	93	305,100	396,200	471,700	
	94	306,200	397,400	472,700	
	95	307,400	398,700	473,700	
	96	308,600	400,100	474,700	
	97	309,600	401,300	475,400	
	98	310,700	402,400		
	99	311,800	403,500		
	100	312,900	404,600		
	101	313,900	405,400		
	102	315,000	406,400		
	103	316,100	407,500		
	104	317,100	408,600		
	105	317,700	409,300		
	106	318,600	410,300		
	107	319,500	411,200		
	108	320,500	412,200		
再任用職員以外の職員	109	321,300	413,000		
	110	321,700	413,900		
	111	322,200	414,700		
	112	322,700	415,500		
	113	323,300	416,000		
	114	323,700	416,800		
	115	324,200	417,500		
	116	324,700	418,200		
	117	325,100	418,700		
	118	325,600	419,200		
	119	326,100	419,700		
	120	326,600	420,100		
	121	326,900	420,500		
	122	327,300	420,800		
	123	327,800	421,100		
	124	328,400	421,300		
	125	328,700	421,500		
	126	329,100	421,800		
	127	329,400	422,100		
	128	329,800	422,300		
	129	329,900	422,500		
	130	330,300	422,800		
	131	330,700	423,200		
	132	331,100	423,400		

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	133	331,200	423,700		
	134	331,400	423,900		
	135	331,700	424,200		
	136	332,000	424,400		
	137	332,200	424,600		
	138	332,400	424,900		
	139	332,700	425,200		
	140	333,000	425,400		
再任用職員以外の職員	141	333,100	425,600		
	142	333,400	425,900		
	143	333,700	426,200		
	144	334,000	426,500		
	145	334,200	426,700		
	146	334,400	427,000		
	147	334,700	427,300		
	148	335,000	427,500		
	149	335,300	427,700		
	150	335,500	428,000		
	151	335,800	428,300		
	152	336,100	428,600		
	153	336,300	429,000		
	再任用職員		239,700	281,100	339,500

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

## 研究職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	143,600	194,200	282,200	336,200	389,500
	2	144,700	196,800	285,000	338,500	391,800
	3	145,900	199,300	287,600	340,800	394,000
	4	147,000	201,700	290,400	343,100	396,300
	5	148,200	204,400	292,800	345,200	397,900
	6	149,500	206,700	294,900	347,300	400,000
	7	150,800	209,000	297,100	349,500	402,000
	8	152,100	211,200	299,300	351,700	404,100
	9	153,200	213,500	301,600	353,700	405,900
	10	154,900	215,800	304,400	355,800	407,700
	11	156,600	218,200	307,100	357,900	409,500
	12	158,200	220,500	309,800	360,000	411,300
	13	159,800	222,800	312,300	361,900	413,000
	14	161,700	225,200	315,100	363,900	414,800
	15	163,600	227,700	317,800	366,000	416,500
	16	165,600	230,200	320,600	368,100	418,300
	17	167,700	232,500	323,300	369,800	419,300
	18	169,800	235,400	325,600	371,900	421,000
	19	172,100	238,300	327,800	374,000	422,600
	20	174,200	241,200	330,200	376,000	424,200
	21	176,500	243,900	332,400	377,800	425,500
	22	178,900	246,500	334,500	379,700	427,200
	23	181,400	249,200	336,600	381,500	428,900
	24	183,700	251,800	338,800	383,400	430,400
	25	185,900	254,700	340,900	385,200	431,900
	26	188,000	257,200	342,800	387,000	433,500
	27	190,200	259,700	344,700	388,800	435,200
	28	192,300	262,200	346,700	390,600	436,800
	29	194,400	264,700	348,700	392,100	438,300
	30	196,200	267,000	350,400	393,800	439,800
	31	198,100	269,300	352,000	395,500	441,300
	32	199,800	271,500	353,600	397,200	442,700
	33	201,800	273,600	355,100	398,500	444,100
	34	203,600	275,700	356,600	399,800	445,500
	35	205,500	277,900	358,100	400,900	446,900
	36	207,300	279,900	359,600	402,200	448,300
	37	209,300	281,900	361,100	403,400	449,600
	38	211,200	283,300	362,400	404,500	450,700
	39	213,100	284,700	363,700	405,600	451,800
40	214,900	286,400	365,000	406,600	452,900	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	41	216,900	287,700	366,100	407,600	453,600
	42	218,800	288,900	367,400	408,700	454,600
	43	220,700	289,900	368,700	409,800	455,600
	44	222,500	290,900	369,800	411,000	456,700
	45	224,500	291,700	371,000	411,900	457,700
	46	226,400	292,900	372,300	413,000	458,700
	47	228,300	294,200	373,600	414,200	459,400
	48	230,200	295,600	374,800	415,200	460,300
	49	232,000	296,900	375,900	416,000	461,100
	50	233,800	298,100	377,200	417,000	461,700
	51	235,700	299,300	378,500	418,000	462,300
	52	237,400	300,600	379,800	419,000	462,900
	53	239,100	301,800	380,500	419,600	463,600
	54	240,900	303,100	381,500	420,300	464,200
	55	242,700	304,400	382,500	420,900	464,600
	56	244,500	305,600	383,500	421,600	465,200
	57	246,000	306,600	384,300	422,000	465,700
	58	247,100	307,800	385,100	422,500	466,300
	59	248,200	309,000	385,800	423,000	466,800
	60	249,300	310,100	386,500	423,400	467,200
再任用職員以外の職員	61	250,500	311,200	387,000	424,000	467,700
	62	251,600	312,300	387,900	424,400	468,400
	63	252,600	313,400	388,800	425,000	469,100
	64	253,800	314,600	389,700	425,900	469,900
	65	254,900	315,700	390,400	426,600	470,800
	66	256,100	316,800	391,200	427,400	471,700
	67	257,400	317,900	392,000	427,900	472,500
	68	258,400	319,000	392,800	428,700	473,200
	69	259,500	320,200	393,400	429,000	473,900
	70	260,900	321,300	394,100	429,700	474,700
	71	262,400	322,400	394,800	430,200	475,500
	72	263,900	323,500	395,400	430,600	476,300
	73	265,300	324,300	396,000	431,100	477,000
	74	266,700	325,400	396,600		
	75	268,100	326,500	397,300		
	76	269,200	327,600	398,100		
	77	270,500	328,700	398,800		
	78	271,800	329,700	399,500		
	79	273,100	330,700	400,100		
	80	274,300	331,700	400,700		
	81	275,700	332,600	401,300		
	82	277,000	333,400	401,900		
	83	278,300	334,100	402,600		
	84	279,500	334,900	403,200		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	85	280,700	335,500	403,700		
	86	281,900	336,000	404,200		
	87	283,200	336,500	404,700		
	88	284,400	337,000	405,400		
	89	285,600	337,200	405,800		
	90	286,800	337,700			
	91	288,000	338,200			
	92	289,100	338,700			
	93	290,300	339,000			
	94	291,300	339,500			
	95	292,300	340,000			
	96	293,200	340,500			
	97	294,100	341,000			
	98	295,000	341,500			
	99	295,900	342,000			
	100	296,700	342,600			
	101	297,400	343,100			
	102	298,100	343,600			
	103	298,800	344,100			
	104	299,500	344,600			
105	300,300	344,900				
106	300,800	345,400				
107	301,300	345,800				
108	301,800	346,300				
109	301,900	346,800				
110	302,300	347,300				
111	302,600	347,700				
112	302,900	348,200				
113	303,300	348,700				
114	303,600	349,100				
115	303,900	349,600				
116	304,200	350,000				
117	304,500	350,500				
118	304,900	350,900				
119	305,200	351,400				
120	305,600	351,800				
121	305,900	352,200				
再任用職員		221,600	263,900	289,400	328,700	357,200



医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	247,700	334,300	400,200	477,200
	2	250,200	337,300	403,100	479,500
	3	252,700	340,200	406,100	481,800
	4	255,200	343,300	409,000	484,100
	5	257,800	346,200	411,900	486,500
	6	261,600	349,600	414,700	488,700
	7	265,500	352,800	417,500	490,900
	8	269,300	355,900	420,300	493,100
	9	273,000	359,000	423,000	495,400
	10	277,000	362,000	425,600	497,500
	11	281,100	365,200	428,300	499,600
	12	285,100	368,300	431,000	501,700
	13	289,100	371,500	433,700	503,900
	14	293,100	375,100	436,200	506,000
	15	297,100	378,700	438,700	508,100
	16	301,000	382,300	441,100	510,200
	17	304,800	386,000	443,500	512,200
	18	308,500	388,800	445,900	514,200
	19	312,100	391,600	448,300	516,200
	20	315,700	394,400	450,700	518,200
	21	319,500	397,400	452,900	520,100
	22	323,300	399,900	455,300	522,000
	23	326,900	402,600	457,800	523,900
	24	330,500	405,200	460,200	525,800
	25	334,000	407,700	462,600	527,600
	26	336,900	409,900	464,900	529,400
	27	339,600	412,200	467,100	531,200
	28	342,200	414,500	469,400	533,000
	29	345,200	416,900	471,600	534,900
	30	347,400	419,000	473,900	536,700
	31	349,800	421,100	476,200	538,500
	32	352,100	423,200	478,500	540,300
	33	354,400	425,400	480,600	541,900
	34	356,800	427,400	482,700	543,700
	35	359,200	429,400	484,800	545,500
	36	361,600	431,400	486,900	547,300
	37	364,100	433,500	489,000	549,000
	38	366,500	435,500	490,800	550,600
	39	369,000	437,500	492,600	552,200
	40	371,400	439,500	494,400	553,800
	41	373,800	441,400	496,100	555,400
	42	375,200	443,200	497,900	556,800
	43	376,700	444,900	499,700	558,200
	44	378,200	446,700	501,500	559,600
	45	379,700	448,700	503,200	560,700
	46	381,100	450,500	504,900	561,700
	47	382,600	452,300	506,700	562,700
48	384,100	454,100	508,500	563,700	

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	49	385,400	455,900	510,200	564,700
	50	386,400	457,700	511,500	565,600
	51	387,400	459,500	512,800	566,500
	52	388,400	461,300	514,100	567,400
	53	389,400	463,100	515,300	568,300
	54	390,300	464,300	516,600	569,200
	55	391,200	465,500	517,900	570,100
	56	392,100	466,700	519,200	571,000
	57	393,100	467,800	520,300	572,000
	58	394,000	468,800	521,200	572,900
	59	394,900	469,800	522,100	573,800
	60	395,800	470,800	523,000	574,600
	61	396,400	471,700	523,700	575,500
	62	396,900	472,400	524,600	576,400
	63	397,300	473,100	525,500	577,300
	64	397,800	473,800	526,400	578,200
	65	398,100	474,400	527,300	579,100
	66		475,100	528,200	
	67		475,800	529,100	
	68		476,500	530,000	
	69		476,900	530,800	
	70		477,600	531,700	
	71		478,300	532,600	
	72		479,000	533,400	
	73		479,400	534,100	
	74		480,000	535,000	
	75		480,700	535,900	
	76		481,400	536,700	
	77		481,900	537,600	
	78		482,500	538,500	
	79		483,100	539,400	
	80		483,700	540,300	
	81		484,300	541,100	
	82		484,900	542,000	
	83		485,500	542,900	
	84		486,100	543,800	
	85		486,400	544,700	
	86		487,000	545,600	
	87		487,500	546,500	
	88		488,100	547,400	
	89		488,500	548,200	
	90		489,100		
	91		489,700		
	92		490,200		
	93		490,700		
	94		491,300		
	95		491,900		
	96		492,500		
97		493,000			
再任 用職 員		299,700	342,800	398,000	472,200

医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,300	188,400	224,300	251,300	283,900	333,000	379,700
	2	150,700	190,000	225,800	252,700	286,000	335,100	382,400
	3	152,100	191,700	227,200	254,000	288,100	337,300	385,100
	4	153,500	193,400	228,700	255,400	290,400	339,400	387,800
	5	154,800	194,700	230,300	256,500	292,700	341,700	390,400
	6	156,600	196,300	231,900	257,900	294,800	343,900	393,100
	7	158,500	197,900	233,400	259,300	297,000	346,000	395,700
	8	160,200	199,400	234,900	260,700	299,200	348,200	398,400
	9	161,900	201,000	236,400	261,900	301,300	350,300	400,500
	10	163,600	202,700	238,100	263,300	303,500	352,400	402,800
	11	165,300	204,400	239,400	264,600	305,800	354,400	404,900
	12	167,100	206,100	240,800	265,800	308,100	356,500	407,100
	13	168,600	207,700	242,400	267,200	310,300	358,700	409,400
	14	170,500	209,300	243,800	268,600	312,400	360,800	411,400
	15	172,500	210,900	245,200	270,100	314,600	362,700	413,400
	16	174,400	212,400	246,600	271,700	316,800	364,800	415,600
	17	176,400	213,900	247,800	273,200	318,800	366,800	417,600
	18	178,300	215,600	249,100	274,900	320,900	368,900	419,600
	19	180,200	217,300	250,500	276,500	323,000	370,800	421,600
	20	182,000	219,000	251,600	278,400	325,200	372,900	423,600
	21	184,100	220,300	252,600	280,100	327,300	374,800	425,400
	22	185,600	221,900	254,000	282,000	329,200	376,900	427,000
	23	187,100	223,200	255,100	283,900	331,200	379,000	428,600
	24	188,600	224,800	256,400	285,800	333,200	381,100	430,200
	25	190,300	226,100	257,500	287,700	335,200	382,700	431,700
	26	191,800	227,600	259,100	289,600	337,200	384,500	433,000
	27	193,300	229,100	260,500	291,400	339,200	386,300	434,300
	28	194,700	230,500	262,200	293,300	341,300	388,000	435,700
	29	196,300	231,900	263,700	295,400	343,300	389,900	437,000
	30	197,600	233,300	265,400	297,300	345,100	391,400	438,300
	31	199,000	234,800	266,900	299,200	346,900	393,100	439,600
	32	200,300	236,200	268,600	301,000	348,600	394,700	440,700
	33	201,800	237,700	270,300	302,800	350,400	396,100	441,900
	34	203,200	239,100	272,100	304,600	352,300	397,300	443,200
	35	204,500	240,200	273,900	306,400	354,200	398,600	444,400
36	205,900	241,600	275,600	308,100	356,100	399,900	445,700	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	37	207,200	242,800	277,300	309,700	358,000	401,000	446,900
	38	208,600	244,200	279,000	311,400	359,600	402,200	447,600
	39	210,000	245,400	280,700	313,200	361,300	403,400	448,200
	40	211,300	246,800	282,400	315,000	363,000	404,600	448,900
	41	212,600	248,100	284,100	316,500	364,300	405,400	449,400
	42	213,800	249,400	285,800	318,200	365,500	406,200	449,800
	43	215,000	250,600	287,500	319,800	366,700	407,000	450,200
	44	216,200	251,800	289,200	321,300	367,800	407,700	450,600
	45	217,400	253,000	290,900	322,700	369,000	408,200	451,000
	46	218,500	254,500	292,600	324,300	369,900	408,900	451,400
	47	219,500	255,800	294,300	325,900	371,100	409,300	451,800
	48	220,700	257,400	296,000	327,400	372,200	409,800	452,100
	49	221,800	259,100	297,500	329,000	373,200	410,200	452,400
	50	222,700	260,500	299,000	330,300	374,200	410,500	452,900
	51	223,600	261,900	300,600	331,500	375,100	410,800	453,200
	52	224,500	263,200	302,100	332,700	376,100	411,200	453,500
	53	225,200	264,400	303,500	333,800	376,900	411,500	453,800
	54	226,200	265,800	305,000	334,800	377,800	411,800	
	55	227,100	267,200	306,500	335,800	378,700	412,100	
	56	228,000	268,500	308,000	336,700	379,600	412,400	
	57	228,800	269,800	309,400	337,500	380,200	412,700	
	58	229,700	271,100	310,800	338,300	381,000	413,000	
	59	230,500	272,400	312,000	339,100	381,800	413,300	
	60	231,400	273,600	313,400	340,000	382,600	413,700	
	61	232,200	274,700	314,700	340,700	383,000	413,900	
62	233,200	276,000	316,000	341,100	383,700	414,200		
63	234,200	277,300	317,300	341,800	384,400	414,500		
64	235,200	278,500	318,700	342,500	385,100	414,800		
65	236,000	279,700	320,000	343,100	385,600	414,900		
66	236,800	280,700	320,800	343,800	386,300	415,400		
67	237,600	281,800	321,600	344,500	387,000	415,700		
68	238,500	282,900	322,400	345,200	387,700	416,000		
69	239,100	284,100	323,100	345,900	388,100	416,200		
70	239,800	285,200	323,800	346,500	388,600	416,500		
71	240,500	286,300	324,500	347,100	389,100	416,800		
72	241,200	287,400	325,100	347,700	389,600	417,100		
73	241,900	288,300	325,800	348,000	390,100	417,200		
74	242,700	289,000	326,100	348,600	390,700	417,500		
75	243,500	289,700	326,600	349,200	391,200	418,200		
76	244,300	290,500	327,300	349,800	391,900	418,900		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	77	244,900	291,200	327,900	350,200	392,400	419,100	
	78	245,500	291,800	328,400	350,700	392,900	419,800	
	79	246,100	292,400	328,900	351,200	393,400	420,500	
	80	246,700	293,000	329,400	351,600	393,900	421,200	
	81	247,200	293,600	330,000	352,000	394,200	421,700	
	82	247,600	294,100	330,500	352,400	394,700	422,400	
	83	248,000	294,600	331,000	352,600	395,100	423,000	
	84	248,400	295,100	331,500	352,900	395,500	423,700	
	85	248,800	295,300	331,900	353,400	396,000	424,200	
	86		295,600	332,300	353,800	396,500		
	87		295,800	332,600	354,200	396,900		
	88		296,100	333,000	354,600	397,300		
	89		296,300	333,300	355,000	397,600		
	90		296,500	333,700	355,300	398,100		
	91		296,700	334,100	355,500	398,500		
	92		296,900	334,600	355,800	398,900		
再任用職員以外の職員	93		297,300	335,100	356,200	399,400		
	94		297,500	335,200	356,500	399,900		
	95		297,700	335,500	356,800	400,300		
	96		298,000	335,800	357,100	400,700		
	97		298,300	336,000	357,500	401,100		
	98		298,600	336,300	357,900	401,600		
	99		298,900	336,600	358,300	402,000		
	100		299,200	336,900	358,700	402,400		
	101		299,500	337,000	359,200	402,800		
	102		299,800	337,400	359,600			
	103		300,100	337,800	360,000			
	104		300,400	338,000	360,400			
	105		300,600	338,100	360,900			
	106			338,500				
	107			338,900				
	108			339,200				
	109			339,300				
	110			339,700				
	111			340,100				
	112			340,500				
	113			340,700				
再任用職員		192,000	219,400	248,300	264,000	288,100	329,800	373,500

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,600	191,600	241,100	263,900	290,600	337,200	383,200
	2	165,000	193,700	242,900	264,900	292,600	339,400	385,900
	3	166,500	195,900	244,700	265,900	294,600	341,600	388,600
	4	167,900	198,000	246,500	266,900	296,600	343,800	391,300
	5	169,400	200,200	248,100	267,900	298,500	345,900	393,500
	6	171,000	202,600	249,500	269,000	300,400	348,100	395,900
	7	172,500	204,900	250,900	269,800	302,300	350,300	398,200
	8	174,000	207,200	252,000	271,000	304,300	352,500	400,400
	9	175,400	209,800	253,200	272,200	306,100	354,200	402,700
	10	177,100	211,200	254,200	273,000	308,000	356,200	404,900
	11	178,700	212,600	255,100	274,200	309,900	358,200	407,100
	12	180,300	214,100	256,300	275,600	311,800	360,200	409,500
	13	181,900	215,300	257,400	276,900	313,500	362,500	411,600
	14	184,000	216,900	258,500	278,400	315,300	364,600	413,700
	15	186,000	218,500	259,500	279,800	317,100	366,700	415,900
	16	188,100	219,900	260,400	281,300	319,000	368,800	418,100
	17	190,300	221,300	261,300	282,700	320,800	370,900	420,200
	18	192,500	222,800	262,300	284,200	322,500	373,000	422,400
	19	194,600	224,300	263,300	285,600	324,200	375,000	424,600
	20	196,800	225,800	264,500	287,200	325,900	377,200	426,800
	21	199,000	227,300	265,300	288,700	327,600	379,000	428,800
	22	201,200	229,000	266,200	290,300	329,200	381,100	430,700
	23	203,500	230,700	267,100	291,800	330,800	383,200	432,600
	24	205,700	232,400	268,200	293,400	332,400	385,300	434,500
	25	207,900	233,800	269,500	294,800	334,000	387,500	436,200
	26	209,200	235,500	271,000	296,600	335,500	389,200	437,900
	27	210,600	237,200	272,400	298,400	337,100	391,000	439,600
	28	211,900	238,900	273,700	300,200	338,700	392,900	441,200
	29	213,000	240,700	275,100	301,700	340,100	394,800	442,400
	30	214,300	242,200	276,700	303,400	341,600	396,600	444,000
	31	215,600	243,500	278,200	305,100	343,100	398,500	445,400
	32	216,900	244,900	279,800	306,700	344,800	400,400	447,000
	33	218,100	246,000	281,400	308,200	346,300	402,100	448,600
	34	219,400	247,000	282,900	309,800	347,900	403,900	450,200
	35	220,800	247,900	284,400	311,400	349,500	405,700	451,800
	36	222,100	249,200	285,800	313,100	351,100	407,600	453,300
	37	223,600	250,200	287,300	314,700	352,800	409,100	454,500
	38	225,000	251,300	288,700	316,300	354,400	410,800	455,800
	39	226,400	252,300	290,200	317,900	356,000	412,600	457,100
40	227,900	253,300	291,700	319,500	357,600	414,400	458,600	

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	41	229,100	254,100	293,200	321,100	358,900	416,000	459,600
	42	230,500	255,100	294,800	322,600	360,400	417,600	460,300
	43	231,900	256,000	296,400	324,100	361,900	419,200	461,200
	44	233,200	257,000	298,000	325,600	363,400	420,500	461,800
	45	234,500	257,900	299,400	326,600	364,900	421,700	462,700
	46	235,900	258,900	300,900	328,100	366,100	422,800	463,400
	47	237,200	259,800	302,400	329,600	367,600	423,800	464,200
	48	238,600	260,900	303,900	331,000	369,000	425,100	465,100
	49	239,600	262,000	305,300	332,300	370,400	426,400	465,800
	50	240,700	263,400	306,600	333,700	371,800	427,500	466,500
	51	241,700	264,600	307,900	335,000	373,200	428,800	467,200
	52	242,800	265,900	309,300	336,400	374,700	429,900	468,100
	53	243,800	267,100	310,800	337,900	376,100	431,100	468,900
	54	245,000	268,700	312,100	339,300	377,300	432,200	469,700
	55	246,000	270,200	313,400	340,700	378,500	433,300	470,400
	56	247,000	271,800	314,800	342,100	379,700	434,400	471,100
	57	248,000	273,300	316,000	343,000	380,800	435,500	472,000
	58	249,000	274,900	317,400	344,300	381,800	436,100	
	59	249,800	276,400	318,800	345,500	382,800	436,700	
	60	250,800	278,000	320,200	346,800	383,800	437,100	
再任職員以外の職員	61	251,800	279,600	321,300	348,000	384,500	437,700	
	62	252,800	281,100	322,600	349,000	385,300	438,200	
	63	253,600	282,600	323,900	350,300	386,000	438,600	
	64	254,800	284,100	325,200	351,500	386,800	439,100	
	65	255,700	285,600	326,600	352,700	387,500	439,800	
	66	256,900	287,100	327,900	353,900	388,200	440,200	
	67	258,200	288,600	329,200	355,100	388,800	440,500	
	68	259,100	290,100	330,500	356,200	389,600	440,800	
	69	260,000	291,400	331,300	357,200	390,500	441,200	
	70	261,300	292,900	332,400	358,300	391,100	441,600	
	71	262,400	294,400	333,500	359,400	391,800	442,100	
	72	263,800	295,900	334,500	360,500	392,500	442,800	
	73	265,000	297,100	335,700	361,500	393,200	443,400	
	74	266,300	298,500	336,500	362,600	393,700	444,100	
	75	267,600	299,800	337,600	363,700	394,300	444,700	
	76	268,900	301,200	338,800	364,800	394,800	445,300	
	77	269,900	302,700	339,900	365,500	395,200	445,900	
	78	271,100	304,000	341,100	366,300	395,800		
	79	272,400	305,300	342,300	367,100	396,400		
	80	273,700	306,500	343,500	367,900	396,700		
	81	274,700	307,500	344,700	368,500	397,000		
	82	275,800	308,700	345,800	369,000	397,500		
	83	276,800	309,800	346,900	369,400	397,900		
	84	277,900	311,100	348,000	369,900	398,200		

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	85	278,800	312,100	348,900	370,600	398,500		
	86	279,900	313,300	349,900	371,100	399,000		
	87	280,900	314,500	350,700	371,700	399,500		
	88	282,000	315,800	351,800	372,300	400,000		
	89	283,100	317,100	353,000	372,600	400,300		
	90	284,100	318,300	353,700	373,100	400,700		
	91	285,000	319,500	354,500	373,700	401,200		
	92	286,000	320,700	355,300	374,200	401,600		
	93	286,900	321,600	356,000	374,500	402,000		
	94	287,900	322,300	356,600	374,900	402,400		
	95	288,900	323,000	357,200	375,300	402,900		
	96	290,000	323,600	357,800	375,800	403,300		
	97	291,000	324,200	358,200	376,400	403,800		
	98	291,800	324,600	358,700	376,900	404,200		
	99	292,500	325,300	359,200	377,400	404,700		
	100	293,400	326,000	359,600	377,900	405,100		
	101	294,000	326,400	360,100	378,500	405,500		
	102	294,800	327,000	360,600	379,000			
	103	295,600	327,600	361,100	379,500			
	104	296,400	328,200	361,500	379,900			
再任用職員以外の職員	105	297,200	328,700	361,800	380,500			
	106	297,700	329,200	362,300	381,000			
	107	298,200	329,700	362,700	381,500			
	108	298,700	330,200	363,000	382,100			
	109	298,900	330,400	363,500	382,700			
	110	299,300	330,800	364,000	383,200			
	111	299,500	331,200	364,500	383,700			
	112	299,900	331,600	365,000	384,200			
	113	300,100	332,000	365,500	384,800			
	114	300,400	332,400	366,000				
	115	300,800	332,800	366,500				
	116	301,100	333,100	366,900				
	117	301,400	333,300	367,400				
	118	301,700	333,700	367,900				
	119	302,000	334,000	368,400				
	120	302,400	334,200	368,900				
121	302,700	334,400	369,300					
122	303,100	334,700	369,800					
123	303,500	335,000	370,300					
124	303,800	335,300	370,800					
125	304,000	335,600	371,100					
126	304,300	335,900						
127	304,700	336,300						
128	305,000	336,600						



職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	129	305,100	336,700					
	130	305,500	337,000					
	131	305,900	337,300					
	132	306,300	337,600					
	133	306,500	337,900					
	134	306,900	338,300					
	135	307,200	338,700					
	136	307,500	339,100					
	137	307,700	339,400					
	138	308,000	339,800					
	139	308,400	340,200					
	140	308,700	340,600					
	141	308,900	340,900					
	142	309,300	341,300					
	143	309,700	341,600					
	144	310,000	342,000					
	145	310,100	342,400					
	146	310,400	342,800					
	147	310,800	343,200					
	148	311,200	343,600					
	149	311,300	343,900					
	150	311,600	344,300					
	151	311,900	344,700					
	152	312,200	345,100					
	153	312,500	345,400					
	154	312,800						
	155	313,000						
	156	313,300						
	157	313,700						
	158	314,000						
	159	314,300						
160	314,600							
161	315,000							
162	315,300							
163	315,600							
164	315,900							
165	316,300							
166	316,600							
167	316,900							
168	317,200							
169	317,600							
再任用職員		240,400	261,200	268,600	279,100	295,800	334,100	379,700

高等学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	158,300	204,000	336,600	428,000
	2	159,800	205,700	338,900	429,800
	3	161,300	207,500	341,200	431,600
	4	162,800	209,200	343,600	433,400
	5	164,600	211,100	345,800	435,000
	6	166,500	212,800	348,100	436,600
	7	168,400	214,500	350,400	438,500
	8	170,200	216,200	352,700	440,400
	9	172,100	218,000	354,800	442,000
	10	174,200	219,900	357,000	443,900
	11	176,400	221,800	359,200	445,800
	12	178,400	223,700	361,500	447,700
	13	180,600	225,400	363,600	449,400
	14	182,800	227,400	365,600	451,300
	15	185,100	229,400	367,700	453,200
	16	187,300	231,400	369,800	455,100
	17	189,800	233,300	371,700	456,700
	18	192,400	236,000	373,700	458,600
	19	195,000	238,700	375,700	460,400
	20	197,500	241,500	377,800	462,300
再任用職員以外の職員	21	200,100	244,200	379,700	464,000
	22	201,800	247,100	381,600	465,800
	23	203,500	250,100	383,500	467,600
	24	205,200	253,000	385,400	469,400
	25	207,000	255,700	387,400	471,000
	26	208,700	258,400	389,300	472,700
	27	210,400	261,000	391,200	474,300
	28	212,100	263,400	393,100	476,000
	29	213,800	266,000	394,900	477,500
	30	215,500	268,500	396,900	478,900
	31	217,200	270,700	398,900	480,200
	32	219,000	273,000	400,900	481,600
	33	220,500	275,300	402,800	482,700
	34	222,300	277,500	404,400	483,400
	35	224,100	279,800	406,100	484,100
	36	225,900	282,000	407,800	484,900
	37	227,700	284,200	409,100	485,500
	38	229,500	286,300	410,600	486,200
	39	231,300	288,500	412,100	486,900
	40	233,100	290,500	413,700	487,600
	41	235,000	292,500	415,300	488,300
	42	236,700	295,000	416,700	489,000
	43	238,400	297,400	418,100	489,700
	44	240,000	299,900	419,700	490,400

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	241,700	302,100	421,300	491,000
	46	243,100	304,600	422,600	491,800
	47	244,500	307,200	424,200	492,500
	48	245,800	309,900	425,900	493,200
	49	247,300	312,400	427,500	493,800
	50	248,700	314,900	428,900	494,500
	51	250,000	317,300	430,500	495,300
	52	251,600	319,800	432,200	496,000
	53	252,900	322,300	433,900	496,600
	54	254,300	324,500	435,300	497,300
	55	255,700	326,600	436,900	498,000
	56	256,800	328,900	438,600	498,800
	57	258,200	331,100	439,900	499,400
	58	259,500	333,200	441,400	500,100
	59	260,600	335,400	442,900	500,800
	60	262,000	337,600	444,200	501,500
	61	263,300	339,700	445,400	502,200
	62	264,500	341,900	446,700	
	63	265,900	344,100	448,100	
	64	267,200	346,300	449,300	
再任用職員以外の職員	65	268,600	348,400	450,500	
	66	270,200	350,600	451,700	
	67	271,700	352,800	452,900	
	68	273,400	355,000	454,200	
	69	275,000	356,900	455,300	
	70	276,500	359,000	456,500	
	71	277,900	361,100	457,800	
	72	279,400	363,100	459,000	
	73	280,500	365,300	460,100	
	74	281,900	367,300	460,800	
	75	283,300	369,300	461,300	
	76	284,700	371,300	461,800	
	77	286,000	373,100	462,300	
	78	287,200	374,800	462,900	
	79	288,400	376,500	463,400	
	80	289,700	378,200	463,900	
	81	290,900	379,800	464,500	
	82	292,100	381,300	465,100	
	83	293,400	382,800	465,600	
	84	294,700	384,400	466,100	
	85	295,800	385,400	466,600	
	86	297,000	386,900	467,200	
	87	298,200	388,300	467,800	
	88	299,400	389,700	468,300	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	89	300,500	391,000	468,800	
	90	301,700	392,300	469,400	
	91	302,900	393,600	470,100	
	92	304,100	394,900	471,100	
	93	305,100	396,200	471,700	
	94	306,200	397,400	472,700	
	95	307,400	398,700	473,700	
	96	308,600	400,100	474,700	
	97	309,600	401,300	475,400	
	98	310,700	402,400		
	99	311,800	403,500		
	100	312,900	404,600		
	101	313,900	405,400		
	102	315,000	406,400		
	103	316,100	407,500		
	104	317,100	408,600		
	105	317,700	409,300		
	106	318,600	410,300		
	107	319,500	411,200		
	108	320,500	412,200		
	109	321,300	413,000		
	110	321,700	413,900		
	111	322,200	414,700		
	112	322,700	415,500		
	113	323,300	416,000		
	114	323,700	416,800		
	115	324,200	417,500		
	116	324,700	418,200		
	117	325,100	418,700		
	118	325,600	419,200		
	119	326,100	419,700		
120	326,600	420,100			
121	326,900	420,500			
122	327,300	420,800			
123	327,800	421,100			
124	328,400	421,300			
125	328,700	421,500			
126	329,100	421,800			
127	329,400	422,100			
128	329,800	422,300			
129	329,900	422,500			
130	330,300	422,800			
131	330,700	423,200			
132	331,100	423,400			

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	133	331,200	423,700		
	134	331,400	423,900		
	135	331,700	424,200		
	136	332,000	424,400		
	137	332,200	424,600		
	138	332,400	424,900		
	139	332,700	425,200		
	140	333,000	425,400		
	141	333,100	425,600		
	142	333,400	425,900		
	143	333,700	426,200		
	144	334,000	426,500		
	145	334,200	426,700		
	146	334,400	427,000		
	147	334,700	427,300		
	148	335,000	427,500		
	149	335,300	427,700		
150	335,500	428,000			
151	335,800	428,300			
152	336,100	428,600			
153	336,300	429,000			
再任用職員		239,700	281,100	339,500	426,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。

小学校・中学校教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	158,300	174,900	293,100	416,000
	2	159,800	177,000	296,200	417,500
	3	161,300	179,100	299,300	419,000
	4	162,800	181,300	302,400	420,600
	5	164,600	183,600	305,100	422,100
	6	166,500	185,800	308,100	423,600
	7	168,400	188,000	310,900	425,100
	8	170,200	190,200	313,500	426,700
	9	172,100	192,600	315,500	428,100
	10	174,200	195,400	318,300	429,500
	11	176,400	198,100	321,200	430,900
	12	178,400	200,900	323,900	432,300
	13	180,600	204,000	326,500	433,500
	14	182,800	205,700	328,700	434,800
	15	185,100	207,500	330,900	436,200
	16	187,300	209,200	333,300	437,600
	17	189,800	211,100	335,400	438,700
	18	192,400	212,800	337,700	440,100
	19	195,000	214,500	340,000	441,400
	20	197,500	216,200	342,300	442,800
	21	200,100	218,000	344,700	443,700
	22	201,800	219,900	347,000	445,100
	23	203,500	221,800	349,300	446,500
	24	205,200	223,700	351,600	447,900
	25	206,900	225,400	353,600	449,100
	26	208,500	227,400	355,500	450,400
	27	210,100	229,400	357,400	451,600
	28	211,600	231,400	359,400	452,900
	29	213,400	233,300	361,200	454,100
	30	215,100	236,000	363,100	454,900
	31	216,800	238,700	364,900	455,300
	32	218,500	241,500	366,800	456,300
	33	219,800	244,200	368,500	457,300
	34	221,500	247,100	370,300	458,000
	35	223,200	250,100	372,000	458,700
	36	224,900	253,000	373,900	459,300
	37	226,400	255,700	375,700	460,100
	38	228,100	258,400	377,200	460,800
	39	229,800	261,000	378,700	461,500
	40	231,500	263,400	380,300	462,200
	41	233,400	266,000	382,000	462,900
	42	235,100	268,500	383,500	463,600
	43	236,900	270,700	385,000	464,300
44	238,700	273,000	386,500	465,100	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	45	240,400	275,300	388,100	465,900
	46	242,000	277,500	389,700	466,600
	47	243,400	279,800	391,400	467,300
	48	244,700	282,000	392,900	468,000
	49	246,100	284,200	394,200	468,800
	50	247,600	286,300	395,700	469,500
	51	249,000	288,500	397,200	470,200
	52	250,300	290,500	398,700	470,900
	53	251,500	292,500	399,900	471,500
	54	252,800	295,000	401,200	472,200
	55	254,000	297,400	402,400	472,900
	56	255,400	299,900	403,800	473,600
	57	256,500	302,100	405,300	474,400
	58	257,600	304,600	406,500	475,100
	59	258,900	307,200	407,800	475,800
	60	260,200	309,900	409,100	476,500
	61	261,400	312,400	410,300	477,200
	62	262,900	314,900	411,300	
	63	264,200	317,300	412,800	
	64	265,200	319,800	414,100	
再任用職員以外の職員	65	266,200	322,300	415,300	
	66	267,800	324,500	416,500	
	67	269,400	326,600	417,700	
	68	271,100	328,900	418,800	
	69	272,600	331,100	419,800	
	70	274,100	333,200	421,100	
	71	275,500	335,400	422,300	
	72	277,000	337,600	423,500	
	73	278,000	339,700	424,200	
	74	279,300	341,900	425,000	
	75	280,600	344,100	425,700	
	76	282,000	346,300	426,200	
	77	283,200	348,000	426,500	
	78	284,400	349,800	426,900	
	79	285,600	351,600	427,400	
	80	286,800	353,400	427,800	
	81	288,000	355,000	428,100	
	82	289,200	356,800	428,500	
	83	290,400	358,600	428,900	
	84	291,600	360,400	429,200	
	85	292,600	362,100	429,500	
	86	293,600	363,800	429,900	
	87	294,600	365,400	430,300	
	88	295,700	367,100	430,600	

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	89	296,600	368,600	431,100	
	90	297,500	369,900	431,500	
	91	298,400	371,200	431,800	
	92	299,300	372,600	431,900	
	93	299,800	373,700	432,100	
	94	300,600	375,000	432,600	
	95	301,400	376,200	433,100	
	96	302,200	377,600	433,600	
	97	302,900	378,600	433,900	
	98	303,600	379,700	434,400	
	99	304,200	380,600	434,900	
	100	304,900	381,700	435,400	
	101	305,700	382,700	435,600	
	102	306,200	383,700	436,100	
	103	306,700	384,600	436,600	
	104	307,200	385,600	437,000	
	105	307,300	386,300	437,300	
	106	307,700	387,200	437,800	
	107	308,100	388,100	438,300	
	108	308,500	389,100	438,800	
再任用職員以外の職員	109	308,700	390,000	439,000	
	110	309,000	391,000	439,400	
	111	309,300	392,000	439,900	
	112	309,600	393,000	440,400	
	113	309,700	393,600	440,700	
	114	309,900	394,500		
	115	310,100	395,400		
	116	310,400	396,300		
	117	310,700	397,100		
	118	311,000	397,900		
	119	311,300	398,700		
	120	311,500	399,500		
	121	311,600	400,400		
	122	311,900	401,200		
	123	312,100	402,000		
124	312,400	402,800			
125	312,700	403,400			
126		404,000			
127		404,600			
128		405,300			
129		406,000			
130		406,600			
131		407,100			
132		407,600			



職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	133		407,900		
	134		408,200		
	135		408,500		
	136		408,900		
	137		409,200		
	138		409,500		
	139		409,800		
	140		410,100		
	141		410,400		
	142		410,700		
	143		411,000		
	144		411,300		
	145		411,500		
	146		411,800		
	147		412,100		
	148		412,300		
	149		412,600		
	150		412,900		
	151		413,200		
152		413,400			
153		413,600			
154		413,900			
155		414,200			
156		414,400			
157		414,600			
158		414,900			
159		415,000			
160		415,200			
161		415,600			
162		416,200			
163		416,800			
164		417,400			
165		417,800			
再任 用職 員		230,400	277,800	331,900	414,700

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に人事委員会規則で定める額をそれぞれ加算した額とする。